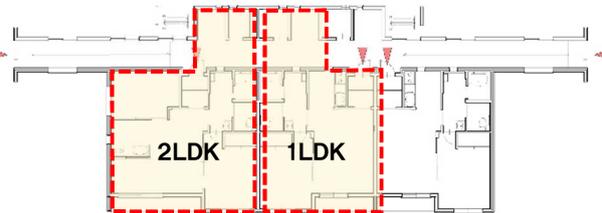


広報わつさむ  
お知らせ版

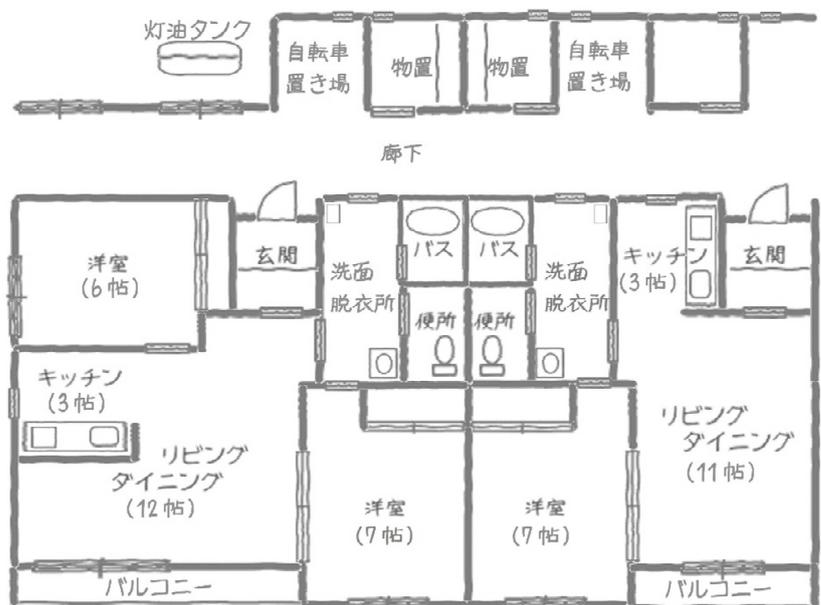
2020. 3. 19

NO. 271

日時 4月4日(土)  
午前9時から午後3時まで



拡大 (2部屋を公開します)  
(住棟平面図)



■詳しくは建設課管理係まで(TEL32-2424)

## 令和2年度 固定資産土地価格等縦覧帳簿の縦覧について

令和2年度固定資産に係る土地、家屋の価格等縦覧帳簿を縦覧します。固定資産税は、資産価格に応じて課税される税であり、適正な時価額で課税を行うことが原則となっています。

正しい課税のためにも縦覧期間中にご自分の資産を確認されますようお知らせします。

- 場 所 住民課お客さま窓口
- 持参する物 印鑑（代理で来庁される方は、その方の印鑑が必要です。）  
委任状（納税者または、同居（同一世帯）の親族以外の方がが必要です。）  
本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
- 期 間 令和2年4月1日（水）～7月31日（金）  
午前8時30分～午後5時15分（但し土曜、日曜、祝日は除く）

■詳しくは住民課係事務まで(TEL32-2422)

## 「北原交流展示館」 作品募集

北原交流展示館では町民の皆さまによる写真や書・絵画・押し花絵・水墨画・陶芸・木彫など毎年多くの力作を展示しており、今年も5月1日（金）のオープンに向け準備を進めています。

サークルや個人で制作している作品で会場を彩ってみませんか？個人展、グループ展の相談もお待ちしています。お気軽にご相談ください。

### ●募集作品

写真、書、絵画、手芸など自身で制作したもの

### ●展示期間

5月1日から10月31日 ※短期間の展示も受け付けます。



■詳しくは教育委員会社会教育係まで(TEL32-2477)

## 危険物取扱者・消防設備士試験にチャレンジ！！

専門的知識と技術を有する危険物取扱者及び消防設備士は、人々の財産を火災から守る重要な役割を果たしています。乙種・丙種危険物取扱者試験、乙種消防設備士試験には受験資格は必要ありませんので誰でも受験できます。なお、甲種危険物取扱者試験、甲種消防設備士試験には一定の受験資格が必要です。

### ●危険物取扱者・消防設備士試験日程表

#### ◎危険物取扱者試験

区分	試験日	受付期間(書面)	試験の種類
第1回	令和2年 5月17日(日)	4月3日(金)から 4月10日(金)まで 旭川市開催あり	甲種 乙種(第1～6類) 丙種
第2回	令和2年 6月7日(日)	4月28日(火)から 5月11日(月)まで 名寄市開催あり	甲種 乙種(第1～6類) 丙種 ※甲種は札幌のみ開催
第3回	令和2年 7月19日(日)	6月12日(金)から 6月19日(金)まで 旭川市開催あり	甲種 乙種(第1～6類) 丙種
第4回	令和2年 9月6日(日)	7月30日(木)から 8月6日(木)まで	甲種 乙種(第1～6類) 丙種 ※甲種は札幌のみ開催
第5回	令和2年 10月11日(日)	8月31日(月)から 9月7日(月)まで 旭川市・名寄市開催あり	甲種 乙種(第1～6類) 丙種 ※甲種は旭川のみ開催
第6回	令和2年 11月1日(日)	9月28日(月)から 10月5日(月)まで	甲種 乙種(第1～6類) 丙種 ※甲種は札幌のみ開催
第8回	令和3年 2月11日(木)	12月24日(木)から 1月8日(金)まで 旭川市開催あり	甲種 乙種(第1～6類) 丙種

※第7回、第9回は札幌市のみでの開催

### ●申請用紙は消防署和寒支署に用意してあります。

申請は直接「財消防試験研究センター北海道支部」への提出となります。

### ●インターネットからも受験申請ができます。受付期間が上記期間と異なりますので、(財)消防試験研究センターのホームページをご確認ください。(https://www.shoubo-shiken.or.jp)

#### ◎消防設備士試験

区分	試験日	受付期間(書面)	試験の種類
第1回	令和2年 5月17日(日)	4月3日(金)から 4月10日(金)まで 旭川市開催あり	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)
第2回	令和2年 7月19日(日)	6月12日(金)から 6月19日(金)まで 旭川市開催あり	甲種(特類) 甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)
第3回	令和2年 10月11日(日)	8月31日(月)から 9月7日(月)まで 旭川市開催あり	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)
第5回	令和3年 2月11日(木)	12月24日(木)から 1月8日(金)まで 旭川市開催あり	甲種(特類) 甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)

※第4、6回は札幌市のみでの開催

試験日により受験地が異なります。下記のホームページにてご確認ください。  
(旭川市・名寄市開催分は表のとおりです。)

■詳しくは消防署和寒支署まで(TEL32-2119)

## 和寒町公民館運営審議会委員兼社会教育委員の募集について

公民館活動や社会教育行政に対し、町民の幅広い意見を反映させるため、一般公募により委員を募集します。本委員は、公民館活動や社会教育に関する計画の立案や、教育委員会の諮問に応じて意見を述べるために必要な調査研究をします。

区分	募集要項
募集人員	3名
応募要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内在住者で、満20歳以上の方</li> <li>・公民館活動、社会教育について関心をお持ちの方</li> <li>・年3回程度、平日に開催される会議に出席可能な方（主に午後6時30分から） （会議に出席した際には、条例で規定する報酬及び費用弁償を支給します）</li> </ul>
任期	委嘱後から令和4年3月31日まで（2年間 再任可）
応募期限	令和2年4月10日（金）まで
応募方法	①自薦（応募申込書に必要事項を記入し提出） ②他薦（推薦書に必要事項を記入し提出） ※応募申込書、推薦書は公民館、図書館にございます。
提出方法	教育委員会に持参、郵送またはFAXのいずれかの方法で提出してください。
選考	教育委員会で選考し、結果は全員に文書で通知します。
応募先	〒098-0133 和寒町字北町61番地 和寒町教育委員会教育推進課社会教育係 TEL 0165-32-2477 FAX 0165-32-3004

■詳しくは教育委員会社会教育係まで(TEL32-2477)

## 新入学（園）児を交通事故から守りましょう

4月は新入学（園）期を迎え、交通社会に不慣れな児童・園児の交通事故の危険性が高まる季節です。児童・園児を交通事故から守るため、町民の皆さんで交通安全の意識を深めて思いやりとゆすり合いの心を持った安全運転と正しい歩行など、交通ルールを守りましょう。

### 【春の全国交通安全運動期間】

令和2年4月6日（月）～4月15日（水）の10日間

### 【運動の重点】

- ・子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ・高齢運転者等の安全運転の励行
- ・自転車の安全利用の推進
- ・全ての座席のシートベルトの着用
- ・飲酒運転の根絶

### 【ドライバーの皆さん】

子どもの急な飛び出しを警戒しながら安全運転をお願いします。



■詳しくは総務課生活安全係まで(TEL32-2421)

## 和寒町ふるさと納税「返礼品」を登録しませんか？



町では、町外の方が和寒町へふるさと納税をされた方に対し、感謝の気持ちを込めて「ふるさとギフト」をお届けしています。和寒町の農産物等を全国にお届けできる制度となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

返礼品登録のお申し込みはいつでも受付しています。お気軽にご相談ください。

### 【登録できる返礼品】

地場産であれば、農産物やサービスなど種類は問いません。

### 【全国で人気の返礼品（例）】

お米5kg、色々の種類の野菜詰め合わせ、高級贈呈品など

■お問合せ：役場総務課まちづくり推進係(TEL32-2421)

## 商工業者への新型コロナウイルス感染症緊急対策を実施します

### ①新たな借入者への対応（和寒町商工業活性化融資の活用）

国の新型コロナウイルス感染症特別貸付の制度では資金繰り対応が間に合わない事業者について、町の商工業活性化融資利子補給補助の運転資金（限度額 300 万円）を融資します。

借入利息は、特例措置として無利子とし、期間は令和 2 年 3 月～令和 2 年 4 月 30 日までの借入分を適用、返済は 6 月 30 日までとします。

また、元金についても、国の融資を受ける間は返済を猶予する据え置き措置を設けます。

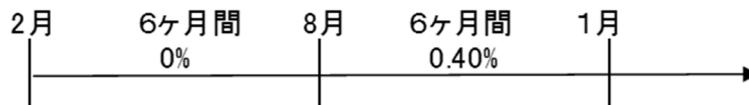
#### 緊急つなぎ融資制度



### ②既存の借入者に対する対応（利子補給率の拡大と経過措置を実施）

和寒町の規則に基づき利子補給を既に受けている商工業者に対して、令和2年2月～令和2年7月までの6ヶ月間、本人負担分0.8%を無利子とします。あわせて、令和2年8月以降については、本人負担分を6ヶ月間0.4%とする経過措置を設けます。

#### 利子補給率拡大と経過措置



(注) 現在、利子の 0.8～2.4% (3.4% の場合もあります) は、町が助成していますが、緊急対策として本年 2 月 1 日～7 月 31 日に支払う利子 0.8% までの借主負担分も町が助成します。

■詳しくは産業振興課商工観光労政係まで(TEL32-2423)

## お持ちの障害者手帳をご確認ください



手帳に書かれた住所や氏名などが変わったときは、**変更の届出**が必要です。

●必要なもの…お持ちの障害者手帳、印鑑

●手続き場所…保健福祉センター

お持ちの障害者手帳の住所や氏名が変更されていない場合、マイナンバーを使った『情報連携』がおこなえない可能性があります。

■詳しくは保健福祉課福祉係まで(TEL32-2000)